

平成 30 年 7 月 27 日

お客様各位

株式会社 宮崎太陽銀行

『「積立投信プラン」取扱規定』一部改定のお知らせ

平成 30 年 8 月 1 日（水）より、「つみたて N I S A」の最低振替金額の引き下げを行うこととしました。これに伴い、当行『「積立投信プラン」取扱規定』を下記の通り一部改定を行いますのでお知らせいたします。なお、「つみたて N I S A」以外の定時定額最低振替金額の変更はありません。

ご不明な点がございましたら、投資信託お取引店または下記お問い合わせ先までご照会ください。

記

1. 改定約款・規定名

『「積立投信プラン」取扱規定』

2. 改定日

平成 30 年 8 月 1 日（水）

なお、改定後の約款・規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

3. 改定内容

改定後	改定前
第 5 条（購入金額の引落し） 当行は、振替指定日に、振替金額を、指定預金口座から引落し、指定銘柄の買付を行います。この場合、普通預金規定にかかわらず払戻請求書の提出は不要とします。 2 ～ 4 （略） 5 振替金額は、10,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。 <u>ただし、お客様がつみたて N I S A での買付をする場合の振替金額は 1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とし、かつ年間の振替金額合計が 40 万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。</u>	第 5 条（購入金額の引落し） 当行は、振替指定日に、振替金額を、指定預金口座から引落し、指定銘柄の買付を行います。この場合、普通預金規定にかかわらず払戻請求書の提出は不要とします。 2 ～ 4 （略） 5 振替金額は、10,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

営業企画推進部（担当：倉永）

T E L 0985-60-6345